

第4回定例会会議録

令和4年12月2日（金）

開 会 午前10時00分

―――日程第1 開会宣言―――

○議長（五味高明君） おはようございます。これより、令和4年第4回御代田町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は13名であります。

赤田憲子議員より欠席の届けがありましたので、理事者側は全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

―――諸般の報告―――

○議長（五味高明君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

内堀議会事務局長。

（議会事務局長 内堀浩行君 登壇）

○議会事務局長（内堀浩行君） 書類番号1をお願いいたします。

諸般の報告

令和4年12月2日

1. 本定例会に別紙配布のとおり町長から議案27件が提出されています。
2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。
3. 本定例会に別紙配付した陳情文書表のとおり、陳情3件が提出され、受理しました。
4. 本定例会に説明のため町長ほか関係者に出席を求めました。
5. 本定例会における一般質問通告者は、黒岩 旭議員ほか9名であります。
6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次の2ページから17ページは例月現金出納検査報告書、18ページから35ページは定期監査報告書ですので、後ほどご覧ください。

36ページの閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告しますの

で、この場においては省略します。

以上です。

○議長（五味高明君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（五味高明君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してありますので、議会運営委員長より報告を求めます。

小井土哲雄議会運営委員長。

（議会運営委員長 小井土哲雄君 登壇）

○議会運営委員長（小井土哲雄君） それでは報告いたします。

11月25日午前10時より、議会運営委員会を開催し、令和4年第4回御代田町議会定例会に提出の議案・一般質問等について、審議日程等を決定したので、報告いたします。

本定例会に町長から提出された案件は、議案27件であります。

一般質問の通告者は10名であります。

これにより会期は、本日より12月12日までの11日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程につきましては書類番号1、37ページをご覧ください。

令和4年第4回御代田町議会定例会会期及び審議予定表

第 1 日	1 2 月	2 日	金曜日	午前 1 0 時	開会	諸般の報告 会期の決定 会議録署名議員の指名 町長招集の挨拶 議案上程、議案に対する質疑 議案の委員会付託
第 2 日	1 2 月	3 日	土曜日			議案調査
第 3 日	1 2 月	4 日	日曜日			議案調査
第 4 日	1 2 月	5 日	月曜日	午前 1 0 時	一般質問	

第 5 日	1 2 月 6 日	火曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 6 日	1 2 月 7 日	水曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 7 日	1 2 月 8 日	木曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 8 日	1 2 月 9 日	金曜日	午前 1 0 時	全員協議会
第 9 日	1 2 月 1 0 日	土曜日		休会
第 1 0 日	1 2 月 1 1 日	日曜日		休会
第 1 1 日	1 2 月 1 2 日	月曜日	午前 1 0 時	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

続いて、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告いたします。

38 ページになります。

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

1 2 月 7 日 水曜日 午前 1 0 時 委員会室 1・2

1 2 月 8 日 木曜日 午前 1 0 時 委員会室 1・2

町民建設経済常任委員会

1 2 月 7 日 水曜日 午前 1 0 時 大会議室

1 2 月 8 日 木曜日 午前 1 0 時 大会議室

全員協議会開催日程

1 2 月 9 日 金曜日 午前 1 0 時 委員会室 1・2

以上で報告を終わります。

○議長（五味高明君） ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より 1 2 月 1 2 日までの 1 1 日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より 1 2 月 1 2 日までの 1 1 日間と決しました。

――― 日程第 3 会議録署名議員の指名 ―――

○議長（五味高明君） 日程第 3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会員規則第125条の規定により、議長において

6番 中山温夫議員

7番 山浦久人議員

を指名します。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（五味高明君） 日程第4 町長より議会招集の挨拶を願います。

小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 議員の皆様におかれましては、年末のお忙しい中にもかかわらずご参集を賜り、令和4年第4回御代田町議会定例会が開会できますことに、心から感謝を申し上げます。

本日、早朝にサッカーワールドカップのスペイン戦と、日本代表スペイン戦ということで、私はさすがに議会の当日、開会の日でしたので睡眠を大事にして拝見してませんでしたけれども、多くの方ご覧になったのかなと思います。

過去に、ドーハの悲劇からもう29年たってますけれども、ドイツ戦、スペイン戦でいずれも勝つなんてこと、当時は誰も想像しなかったのではないかなと思います。そんな中で、グループリーグ突破していただいたということは大変嬉しいことに思います。また、これからも推移を楽しみにしたいと思います。

さて、昨日からエネルギー、食料品の物価高騰、円安に対する対策ということで、町民の方の生活が影響を受けているという状況かと思えます。昨日から、役場に取りに来られる方については配布が始まっておりますけれども、町民生活応援商品券というものを今回、町民の皆様お一人お一人に配布することとしております。

こういった形で、緑色の冊子で、中もちょっと濃い緑色の券で、1,000円券が5枚ついております。少しでも、皆さんの物価高騰の影響を小さくしたいということで企画したことでございます。何とぞ皆さんお受け取りいただいて、また町内で幅広く使っていただければありがたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

さて、さらに価格高騰緊急支援事業ということについてさらに申し上げますと、国の物価賃金生活総合対策本部におきまして、電力・ガス・食料品等の価格高騰に

よる負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり5万円を支給することが決定しております。

また、県は国の支給対象から外れる低所得世帯に対し、1世帯当たり3万円を支給することとしています。10月の臨時議会において既に関連予算は認めていただいております。そして、支給に向けて準備を進めてまいったところでありますが、11月の下旬から支給が実際に始まりました。これをお知らせするとともに、該当する方に速やかに支給ができていくように、今後も進めてまいります。

続きまして、農業振興事業についてです。

今回の一般会計補正予算で、主に2件の事業を計上しましたので、あらかじめご紹介申し上げたいと思います。

まず、町内農業法人が行う予冷施設と真空予冷機の新增設の計画に対し、国の補助金を活用した産地生産基盤パワーアップ事業補助金を予算計上させていただきました。本事業の採択結果は、来年3月を予定しているところでありまして、申請に係る事務手続として本年度中に予算措置をする必要がありました。

事業採択となった際は、繰越事業として実際には翌年度に実施すると、こういう予定になってございます。また、肥料高騰対策に関連する事業を計上いたしました。現在、肥料価格の高騰による農家経営への影響を緩和するため、化学肥料の2割低減の取組を行う農業者に対して、肥料コスト上昇分の約7割を国が支援する、肥料価格高騰対策事業が実施されております。また残りの3割については県が要件を設けて1割、2割もしくは3割を支援するという事も聞いております。

農業者がこの支援を受けるためには、国が定める化学肥料使用量の低減に向けた取組、これが15項目あるんですけれども、この15項目のうち2項目をそれぞれの農家さんが実施する必要があります。

町としましては、JA佐久浅間と協議をさせていただきました。そうしたところ、JA佐久浅間は化学肥料の使用量適正化に向けた農地のデータ収集を目的とした土壌診断と、堆肥の使用量を増やすことで化学肥料の使用量を抑制するため、堆肥をペレット化する製造機の導入に力を入れることとなりました。

町としましてはJA佐久浅間の費用負担は半分ということで、町は町内の該当する農家さんの関係分に関して、残りの半分を負担するというようなことを決断させていただきました。ただでさえ負担増となっている農家の皆さんの負担をできるだ

けゼロに近づけるようにということで、予算確保に努力したところであります。

町からの補助額としましては、土壌診断のほうに148万5,000円、ペレット製造機に240万円余とし、補正計上いたしましたので議員の皆様にお認めいただくようお願い申し上げます。

なお、本事業を多くの農業者の皆さんに活用いただけるように、JA佐久浅間とともに周知してまいります。

続きまして、御代田商工フェスティバルについてであります。

町内の事業所の取組を地域の方に広く知ってもらうことなどを目的とした御代田町商工会の主催による初めての御代田商工フェスティバルが、11月12日、エコールみよたで開催されました。

当日は、事業所の紹介や物品販売、各種体験、飲食ブースの出展など町内38事業所の参加があり、あつもりホールでは小中学校の吹奏楽等の発表で盛り上がりました。

天候にも恵まれまして、およそ2,200人の来場がありました。当初想定よりもお子さん連れの若い方が多かったかなというように感じております。食べ物やステージイベントを楽しみつつ、町の商工業について理解を深めることができる大変有意義なフェスティバルでありました。

町内事業者を知っていただくことで、例えば町内事業者の人材確保などにもプラスの効果が期待されます。今後も、町として協力し、参加者が増え、盛大に開催されますことを期待申し上げます。

続きまして、男女共同参画計画についてであります。このたび、御代田町男女共同参画推進条例で掲げる基本理念の実現に向けて、総合的かつ計画的に施策を推進するため、第1次御代田町男女共同参画計画を策定いたしました。

本計画は、男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化や、当町の現状を踏まえ、男女共同参画の実現に向けた意識の向上や、女性の参画拡大を行い、性別にとらわれることなく自らの意思に基づいて、あらゆる分野へ参画できる誰もが自分らしく輝く多様性社会の実現を目指すものとしております。

議員の皆様には、担当課より12月9日開催の議会全員協議会の場にて説明させていただくとともに、住民の皆様にも広く周知をしてまいります。

なお、昨年6月に池田るみ議員からご質問のありました審議会行政委員の女性比

率につきましても、長期振興計画の最終年度に向けて30%を目指すこととしておりますけれども、ご質問時点からは3%ポイントあまり増やすことができいております。

ただ、さらに多くの女性の皆様のご協力が必要となります。役場や教育委員会から委員ご就任のお願いがありました折には、ご快諾賜れますと幸いに存じます。

さて、本定例会に提案しました案件は、人事案2件、規約変更2件、条例案17件、補正予算案6件の計27件であります。

人事案の2件についてですが、人事案の1件目は固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。こちらは、地方税法の規定に基づき、当町は3名の委員を選任しておりますけれども、そのうち1名の任期が12月31日をもって満了となるため、同委員の選任について議会の同意をお願いするものです。

2件目の教育委員会委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、4名の委員を任命しています教育委員について、1名の任期が12月14日をもって満了となるため、新たな委員の任命について議会の同意をお願いするものです。

規約変更案の2件についてであります。1件目は東北信市町村交通災害共済事務組合規約変更についてであります。こちらは、東北信市町村交通災害共済事務組合の事務所を長野市から東御市に改めるものです。東御市役所さんには大変ご苦勞をおかけしましたけれども、このように事務所を移転するというところで合意がとれているところであります。

また、2件目の佐久水道企業団の規約の変更については、企業団の組織強化を図ることを目的として、企業長の職務代理者として副企業長を設置するものであります。

条例案の17件についてであります。条例案の職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案についてから、御代田町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案についてまでの9件につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の制定により、職員の定年が令和5年度から段階的に65歳まで引き上げられることになったことから、関連する条例の一部改正を行うものです。

内訳は、一部改正が8件、廃止が1件となっております。

次に、令和4年度人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する条例の一部

を改正する条例案についてから、御代田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案までの関連する5件について一部改正をします。

このうち、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、民間給与との格差を埋めるため初任給及び若年層の俸給月額を中心に平均0.3%の引き上げとともに、ボーナスの支給月を0.1か月引き上げることになっています。

どうしても、公務員の給与は特に若年層が安いという問題がございまして、若年層への引き上げを進めることには少なからず意義があるものと考えているところがございます。

次に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報保護に関する法律が改正され、官民の制度が個人情報保護法へ統合されるといった個人情報保護制度の見直しが行われてまいります。

これにより、御代田町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定する条例案についてから、御代田町行政不服審査会条例の一部を改正する条例案についてまでの3件の条例案を上程いたしました。

最後に、補正予算案の6件について申し上げます。

令和4年度御代田町一般会計補正予算案（第7号）は、歳入歳出それぞれ1億1,904万円を増額し、合計88億3,902万円とするものであります。

歳入では、6か月から4歳までの乳幼児に対する新型コロナワクチン接種に係る国庫負担金補助金として1,318万円の増額、国県の障害者自立支援給付負担金1,590万円の増額が主なものとなっております。

歳出では、先ほど申し上げました農業振興事業のほか、乳幼児の新型コロナワクチン接種事業経費1,319万円、障害者自立支援給付金として2,197万円、町営住宅平和台団地の南側5棟の解体工事費用として3,397万円、社会資本整備総合交付金事業の追加内示がございました川原田寺沢線の道路改良工事経費1,400万円と、それぞれ増額をお願いしております。

このほか特別会計等では、保険料の本算定の結果により1,040万円の増額となった後期高齢者医療特別会計や町単独の管路施設工事及び公共ます設置工事費等1,430万円を増額した公共下水道事業特別会計など、5会計合わせて総額2,127万円の増額をお願いしております。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長が説明いたしますので、ご審議をいただき原案どおりのご採決をいただきますようお願いを申し上げます。令和4年第4回御代田町議会定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（五味高明君） これより議案を上程します。

―――日程第5 議案第83号 固定資産評価審査委員会委員の選任について―――

○議長（五味高明君） 日程第5 議案第83号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書の5ページをご覧ください。

議案第83号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記といたしまして、氏名、高山頼剛氏です。

住所及び生年月日は、議案書記載のとおりです。

令和4年12月2日 提出

御代田町長 小園拓志

当町は、地方税法の規定に基づき、固定資産課税台帳に登録された評価価格に関する不服申立て等を審査決定するために、3名の固定資産評価審査委員を選任しています。そのうち1名の任期が本年12月31日をもちまして満了となるため、高山氏を再任するものです。

高山氏は、平成26年1月1日から現在まで本委員に選任されており、学識経験も豊富であるため引き続き4期目の選任について議会の同意をお願いいたします。同意をいただければ、新たな任期は令和5年1月1日から令和7年12月31日までの3年間となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第83号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。よって、議案第83号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

―――日程第6 議案第84号 教育委員会委員の任命について―――

○議長(五味高明君) 日程第6 議案第84号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原春樹君 登壇)

○総務課長(荻原春樹君) 議案書の6ページをご覧ください。

議案第84号 教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記としまして、氏名、荻原道子氏です。

住所及び生年月日は、議案書の記載のとおりです。

令和4年12月2日 提出

御代田町長 小園拓志

本案は現在任命している教育委員4名のうち、1名の任期が本年12月14日をもって満了となりますので、新たな委員を任命するものです。

荻原氏は、平成24年から北小学校の読み聞かせボランティアとして、27年度からは北小学校PTA教養部長、PTA副会長、文化祭実行委員長を歴任されまし

た。また、令和元年度からは北小学校学校評議員、学校運営協議委員として活躍されています。

このように、荻原氏は長年にわたって学校運営の協力や学校・地域と連携して、教育環境の整備、充実に熱意をもって取り組まれておられ、人格、識見ともに適任者であります。議会の同意がいただけましたら、新たな任期は本年12月15日から令和8年12月14日までの4年間となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第84号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第84号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

―――日程第7 議案第85号 東北信市町村交通災害共済事務組合

規約の変更について―――

○議長（五味高明君） 日程第7 議案第85号 東北信市町村交通災害共済事務組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書の7ページをご覧ください。

議案第85号 東北信市町村交通災害共済事務組合規約の変更について

地方自治法第290条の規定により、令和5年4月1日をもって、東北信市町村

交通災害共済事務組合同規約に定める事務所の位置を変更するため、別紙のとおり東北信市町村交通災害共済事務組合同規約の一部を変更することについて議決を求める。

令和4年12月2日 提出

御代田町長 小園拓志

次の8ページ改め文をご覧ください。

東北信市町村交通災害共済事務組合については、近年の交通事故の減少から人件費等の事務経費の予算に占める割合が非常に高くなっており、経費の節減が大きな課題となっていました。

現在は、長野市において事務局長と事務員の二人体制で事務を行っておりますが、事務局を東御市役所に移し、東御市の職員が事務局長を兼務することにより、人件費の削減と東御市から長野市まで通勤していた事務員の交通費の削減が図れることから、事務所の位置を変更するものでございます。

附則として、この規約は令和5年4月1日から施行するものです。

9ページは新旧対照表となっております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第85号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第85号 東北信市町村交通災害共済事務組合同規約の変更については、原案のとおり決しました。

―――日程第8 議案第86号 佐久水道企業団規約の変更について―――

○議長（五味高明君） 日程第8 議案第86号 佐久水道企業団規約の変更についてを

議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

(建設水道課長 大井政彦君 登壇)

○建設水道課長(大井政彦君) 議案書10ページをご覧ください。

議案第86号 佐久水道企業団規約の変更について説明します。

地方自治法第286条第1項の規定により、佐久水道企業団規約を、別紙のとおり変更します。

令和4年12月2日 提出

御代田町長 小園拓志

現在、佐久市長が佐久水道企業団の企業長となっておりますが、現行の規約では副企業長を置いておりません。新たに、企業長の職務代理者として副企業長を設置し、企業長以外の構成団体の佐久穂町、御代田町、東御市の3市町長を充て、あらかじめ定められた順序で職務代理をします。

企業長に、事故あるときなどにおける企業団の組織強化を図ることを目的とした規約の一部改正でございます。

次の11ページをご覧ください。

佐久水道企業団規約の一部を改正する規約案の改め文です。

佐久水道企業団規約の一部を次のように改正する。以下、読み上げますが、新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表です。第8条の見出し及び同条第1項中「企業長」の次に「及び副企業長」を加え、同条中第5項を削り、第4項を第5項とし、同条第3項中「企業長」の次に「及び副企業長」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

第3項、副企業長は、企業長以外の組織市町長を充てる。

第8条第6項を次のように改める。

第6項、副企業長は、あらかじめ定められた順序に従い企業長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

附則、この規約は令和5年4月1日から施行する。

以上のとおり、ご審議をお願いします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する審議を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第86号を採決します。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第86号 佐久水道企業団規約の変更については原案のとおり決しました。

―――日程第9 議案第87号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第9 議案第87号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書13ページをお開きください。

議案第87号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案について

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和4年12月2日 提出

御代田町長 小園拓志

次の14ページからの改め文をご覧ください。

本案につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の制定により、地方公務員の定年が令和5年4月から段階的に65歳まで引き上げられることになり、あわせて管理監督職勤務上限年齢制度、定年前再任用短時間勤務制度、情報提供意思

確認制度といった新たな制度を導入するため、本条例を改正するものです。

また附則には、施行期日と勤務延長や定年退職者等の再任用に関する経過措置などを定めております。

議案書の26ページから39ページまでは新旧対照表となっております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第10 議案第88号 職員の再任用に関する条例を廃止する

条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第10 議案第88号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書40ページをお開きください。

議案第88号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例案について

職員の再任用に関する条例を廃止する条例を、別紙のとおり提出する。

令和4年12月2日 提出

御代田町長 小園拓志

次の41ページをご覧ください。

本案につきましては、地方公務員法の改正に伴い、職員の再任用制度が廃止されるため、本条例を廃止するものです。

なお、令和13年度末までの暫定措置として、改正地方公務員法に規定された暫定再任用制度については、改正後の職員の定年等に関する条例の改正附則第3条に規定してございます。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行します。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第11 議案第89号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第11 議案第89号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書42ページをお開きください。

議案第89号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和4年12月2日 提出

御代田町長 小園拓志

次の43ページからの改め文をご覧ください。

本案につきましては、地方公務員法の改正により、再任用短時間勤務職員が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務職員が規定されたことから、これらを置き換えるため本条例の一部を改正するものです。

また、附則には施行期日と経過措置などを定めております。

議案書の49ページから66ページまでは新旧対照表です。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第12 議案第90号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第12 議案第90号 職員の勤務時間及び休暇等に関する
条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書67ページをお開きください。

議案第90号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
について

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり
提出する。

令和4年12月2日 提出

御代田町長 小園拓志

次の68ページ、改め文をご覧ください。

本案につきましては、地方公務員法の改正に伴い、再任用短時間勤務職員が廃止
され、新たに定年前再任用短時間勤務職員が規定されたことから、これらを置き換
えるため本条例の一部を改正するものです。

また、附則には施行期日と経過措置を定めています。

議案書の69、70ページは新旧対照表です。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第13 議案第91号 御代田町人事行政の運営等の状況の公表に関する

条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第13 議案第91号 御代田町人事行政の運営等の状況の

公表に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原春樹君 登壇)

○総務課長(荻原春樹君) 議案書71ページをお開きください。

議案第91号 御代田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和4年12月2日 提出

御代田町長 小園拓志

次の72ページの改め文をご覧ください。

本案につきましても、地方公務員法の改正に伴い、再任用短時間勤務職員が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務職員が規定されたことから、これらを置き換えるため本条例の一部を改正するものです。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

議案書の73ページは新旧対照表です。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第14 議案第92号 公益的法人等への職員の派遣等に関する

条例の一部を改正する条例案について―――

○議長(五味高明君) 日程第14 議案第92号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原春樹君 登壇)

○総務課長（荻原春樹君） 議案書の74ページをお開きください。

議案第92号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案について

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和4年12月2日 提出

御代田町長 小園拓志

次の75ページの改め文をご覧ください。

本案につきましては、地方公務員法の改正に伴い、本条例に規定します公益的法人等へ派遣することができない職員に、職員の定年等に関する条例第9条に規定されている勤務延長された管理監督職を加えるため、本条例の一部を改正するものです。

また、再任用職員の廃止により、関係する条項を削除するものです。

附則には、施行期日と経過措置を定めております。

議案書76、77ページは新旧対照表です。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第15 議案第93号 御代田町職員の懲戒に関する条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第15 議案第93号 御代田町職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書の78ページをお開きください。

議案第93号 御代田町職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例案について

て

御代田町職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和4年12月2日 提出

御代田町長 小園拓志

次の79ページの改め文をご覧ください。

本案につきましては、地方公務員法の改正に伴う管理監督職勤務上限年齢制の導入により、懲戒処分による減給が行われている職員が降給となり、減給額が降給後の給料等の5分の1を超える場合について、減額額を減らす規定を設けるため、本条例の一部を改正するものです。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

議案書の80ページは新旧対照表です。

以上のとおり、ご審議をお願いします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明が終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第16 議案第94号 御代田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第16 議案第94号 御代田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書の81ページをお開きください。

議案第94号 御代田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和４年１２月２日 提出

御代田町長 小園拓志

次の８２ページ、改め文をご覧ください。

本案につきましては、地方公務員法の改正に伴い、再任用短時間勤務職員が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務職員が規定されたことから、これらを置き換えるため本条例の一部を改正するものです。

また、附則として施行期日と暫定再任用職員は、改正後の地方公務員法に規定する定年前再任用短時間勤務職員と見なして、本条例の規定を適用することを定めております。

議案書の８３、８４ページは新旧対照表です。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第１７ 議案第９５号 御代田町職員の分限に関する条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第１７ 議案第９５号 御代田町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書８５ページをお開きください。

議案第９５号 御代田町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和４年１２月２日 提出

御代田町長 小園拓志

次の８６ページの改め文をご覧ください。

本案につきましては、地方公務員法の改正に伴い、管理監督職勤務上限年齢による後任に伴う降給や60歳以上の場合の降給が必須となったため、本条例の一部を改正するものです。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

議案書の87、88ページは新旧対照表です。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第18 議案第96号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第18 議案第96号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書の89ページをお開きください。

議案第96号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和4年12月2日 提出

御代田町長 小園拓志

次の90ページからの改め文をご覧ください。

本案につきましては、令和4年度人事院勧告に基づき、国に準じ人事院勧告どおり給料表の改定及び勤勉手当の支給月額を引き上げるため、本条例の一部を改正するものです。

改正の概要については、給料表の改定は初任給及び若年層の給料月額を中心に

2000円から4,000円の引き上げとなり、平均688円、0.3%の引き上げとなっております。

また、勤勉手当の支給月数については、再任用職員以外は0.1月、再任用職員については0.05月の引き上げとなっております。

改正条例の構成は、2条立てとして第1条では給料表の改定と令和4年度の12月期の勤勉手当の支給月数を、第2条では令和5年度以降の6月期と12月期の勤勉手当を平準化した支給月数を改めるよう定めております。

附則には、施行期日と給与の内払いについてを定めております。

議案書の95ページから104ページまでは新旧対照表です。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第19 議案第97号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する

条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第19 議案第97号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書の105ページをお開きください。

議案第97号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和4年12月2日 提出

御代田町長 小園拓志

次の106ページの改め文をご覧ください。

本案につきましては、令和4年度人事院勧告に基づく一般職の職員の給与条例の改定に伴い、本条例の一部を改正するものです。

改正の概要については、期末手当の支給月数について0.05月を引き上げるものです。

改正条例の構成は、一般職と同様、2条立てとして定めております。

附則には、施行期日と給与の内払いについてを定めております。

議案書の107、108ページは新旧対照表です。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第20 議案第98号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する

条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第20 議案第98号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書109ページをお開きください。

議案第98号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和4年12月2日 提出

御代田町長 小園拓志

次の110ページ、改め文をご覧ください。

こちら本案につきましても、令和4年度人事院勧告に基づく一般職の職員の給与条例の改定に伴い、本条例の一部を改正するものです。

改正の概要については、期末手当の支給月数について0.05月を引き上げるものです。

改正条例の構成は一般職と同様に2条立てとして定めております。

附則には施行期日と給与の内払いについてを定めております。

議案書の111、112ページは新旧対照表です。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

この際、暫時休憩します。開始時刻はブザーにてお知らせします。

（午前11時02分）

（休 憩）

（午前11時12分）

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

―――日程第21 議案第99号 御代田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当

及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第21 議案第99号 御代田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書の113ページをお開きください。

議案第99号 御代田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和4年12月2日 提出

御代田町長 小園拓志

次の114ページをお開きください。

本案につきましては、令和4年度人事院勧告に基づく一般職の職員の給与条例の改定に伴い、改定される給料表について改定の効力を翌年度の4月1日から生じるものとして、本条例の一部を改正するものです。

附則としてこの条例は公布の日から施行するものです。

議案書の115ページは新旧対照表です。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第22 議案第100号 御代田町第2号会計年度任用職員の給与に関する

条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第22 議案第100号 御代田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書116ページを開きください。

議案第100号 御代田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和4年12月2日 提出

御代田町長 小園拓志

次の117ページの改め文をご覧ください。

本案につきましては、令和4年度人事院勧告に基づく一般職の職員の給与条例の改定に伴い、改定される給料表について改定の効力を翌年度の4月1日から生じるものとして本条例の一部を改正するものです。

附則としてこの条例は公布の日から施行するものです。

議案書 118 ページは新旧対照表です。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 23 議案第 101 号 御代田町個人情報の保護に関する法律施行条例を
制定する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第 23 議案第 101 号 御代田町個人情報の保護に関する
法律施行条例を制定する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書の 119 ページをお開きください。

議案第 101 号 御代田町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定する条例
案について

御代田町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定する条例を、別紙のとおり
提出する。

令和 4 年 12 月 2 日 提出

御代田町長 小園拓志

次の 120 ページからの制定文をご覧ください。

本案につきましてはデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法
律第 50 条及び第 51 条により、個人情報の保護に関する法律が改正され、官民の
制度が個人情報保護法へ統合されるといった個人情報保護制度の見直しが行われま
す。これまで地方自治体では個人情報保護条例を制定し、運用してきましたが、新
法の運用に移行することに伴い、新法から委任された事項、または新法によって許
容された事項を条例で定め、これまでの個人情報保護条例は廃止されることとなり
ます。

以上のとおり、本条例を制定するものです。

条例の概要は第1条趣旨、第2条定義、第3条開示請求に係る手数料等、第4条御代田町公文書公開個人情報保護審査会への諮問と附則では施行期日、御代田町個人情報保護条例の廃止及び廃止に伴う経過措置、御代田町公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例の一部を改正することを定めております。

議案書の123ページにつきましては、御代田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正するための新旧対照表となっております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第24 議案第102号 御代田町公文書公開条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第24 議案第102号 御代田町公文書公開条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書の124ページをお開きください。

議案第102号 御代田町公文書公開条例の一部を改正する条例案について御代田町公文書公開条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和4年12月2日 提出

御代田町長 小園拓志

次の125ページをご覧ください。本案につきましては個人情報の保護に関する法律の改正に伴い官民の制度が個人情報保護法へ統一されるため、国の情報公開法の不開示情報と御代田町公文書公開条例の不開示情報について整合性を図るよう本

条例の一部を改正するものです。

改正概要は第6条第1項の各号について国の情報公開法の不開示情報に合わせる改正と新たに御代田町公文書公開個人情報保護審査会を設置するため、第13条から第15条までを削除するものです。

なお、附則には施行期日と適用区分を定めております。

128ページから132ページについては新旧対照表となっております。

以上のとおり、ご審議をお願いします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第25 議案第103号 御代田町行政不服審査会条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第25 議案第103号 御代田町行政不服審査会条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書133ページをお開きください。

議案第103号 御代田町行政不服審査会条例の一部を改正する条例案について御代田町行政不服審査会条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和4年12月2日 提出

御代田町長 小園拓志

次の134ページの改め文をご覧ください。本案につきましては、御代田町個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定に伴い、同規則第11条に規定された写しの交付及び送付に要する費用との整合性を図るため、本条例の一部を改正するものです。

附則としてこの条例は令和5年4月1日から施行するものです。

議案書の135、136ページは新旧対照表です。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第26 議案第104号 令和4年度御代田町一般会計補正予算案（第7号）
について―――

○議長（五味高明君） 日程第26 議案第104号 令和4年度御代田町一般会計補正
予算案（第7号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書137ページをお願いします。

議案第104号 令和4年度御代田町一般会計補正予算案（第7号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度御代田町一般会計補正予
算（第7号）を別冊のとおり提出する。

令和4年12月2日 提出

御代田町長 小園拓志

139ページをお願いします。

令和4年度御代田町の一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,904万9,000円
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億3,902万2,000円
とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

次の140ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、別のファイルになります。ファイル番号1の1の2の資料番号1、令和4年度一般会計補正予算、こちらの資料で説明させていただきます。

それでは、歳入の主なものから説明をいたします。

款15 国庫支出金、項1 国庫負担金は補正額1,509万9,000円の増額です。このうち障害者自立支援給付負担金1,060万円は障害者自立支援給付費の増額が見込まれるため国庫負担金を増額するものです。

項2 国庫補助金は補正額1,623万8,000円の増額です。このうち新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,180万6,000円は6か月から4歳までの乳幼児の集団接種に要する事業費に要する補助金になります。また、社会資本整備総合交付金の追加内示によりまして700万円を増額しております。

款16 県支出金、項2 県補助金です。こちら補正額7,350万6,000円の増額で、このうち産地生産基盤パワーアップ事業補助金7,500万円は農業法人の農業施設の増設などに対する補助金になります。

款22 町債は750万円の増額です。社会資本整備総合交付金の追加内示によりまして公共事業等債630万円を追加するものです。

歳入合計補正額1億1,904万9,000円となっております。

2ページお願いいたします。歳出の主なものについて説明をいたします。

款3 民生費、項1 社会福祉費、こちら2,486万8,000円の増額で、重度訪問介護の利用増加などによりまして障害者自立支援給付費、こちら2,197万円を増額するものです。

款4 衛生費、項1 保健衛生費は1,474万2,000円の増額で、6か月から4歳児までの乳幼児を対象とした新型コロナウイルスのワクチン接種、こちら集団接種ですね、こちらに要する医師や派遣看護師の委託料など、こちら新型コロナウイルスワクチン接種事業経費としまして1,319万円を計上しております。

款6 農林水産業費、項1 農業費です。こちら農業法人が実施する予冷施設の増設などに対しまして、国から交付される産地生産基盤パワーアップ事業補助金

7,500万円、このほか農業振興事業補助金、こちらが土壌診断と堆肥のペレット化、こちらに対する補助金としまして388万8,000円を計上しております。

款8土木費、項2土木橋梁費です。こちら1,530万円の増額で、社会資本整備総合交付金の追加内示、こちらありましたので川原田寺沢線の道路改良工事費1,400万円を増額するものです。

項5の住宅費は4,492万3,000円の増額で、町営平和台団地の南側の5棟、こちらの解体工事費として3,397万6,000円。このほか解体後に宅地を整備するための測量設計監理調査委託料985万6,000円を計上しております。

続きまして3ページをお願いします。

款10の教育費になります。項3の中学校費、それから項6の学校給食費、こちらともに燃料価格の高騰によりましてガス代の増額をしております。

款14の予備費は6,657万3,000円を減額しまして、歳入歳出調整しまして、歳出合計補正額1億1,904万9,000円となっております。

また議案書のほうに戻っていただきまして、議案書の143ページお願いいたします。

第2表の債務負担行為の補正になります。こちらは債務負担行為、新たに追加するものでございます。長野県議会議員選挙経費について期間は令和5年度とし、限度額692万円を設定するものです。長野県議会議員選挙については令和5年の4月に予定されており、令和4年度末から5年度にかけて行われるため新たに債務負担行為を設定するものです。

続きまして144ページ、お願いいたします。第3表の地方債補正になります。こちらは変更になります。公共事業等債、こちら補正後の限度額1億1,220万円、630万円を増額、それから臨時財政対策債は補正後の限度額9,220万3,000円としまして、こちら減額しております。それから、防災対策事業債、補正後の限度額3,450万円として、こちら増額をお願いしております。

起債の方法と利率、それから償還の方法については変更はありません。

説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 議席番号10番、池田るみです。2件について質問をいたします。

議案書161ページの款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、説明欄の010-01農業振興一般経費の18050農業振興事業補助金388万8,000円ですが、町長の召集挨拶にもありましたが、補助内容の詳細をお願いいたします。

2件目が166ページ、款8土木費、項5住宅費、目1住宅管理費、説明欄の010-01町営住宅維持管理経費の12010測量設計監理調査委託料985万6,000円、町営住宅解体後の調査委託料ということですが、委託内容の詳細をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 金井産業経済課長。

○産業経済課長（金井英明君） 農業振興事業補助金388万8,000円について説明いたします。

海外原料に依存している化学肥料の上昇に伴い、国では化学肥料の使用量2割の低減や堆肥等の国内資源の活用に向けた取組を行う農業者に対し、肥料コスト上昇分の約7割を支援する肥料価格高騰対策事業を実施しております。本事業は農作物の販売を行う農業者が購入した令和4年秋肥と令和5年春肥が対象であり、また、国が定める15項目の要件のうち、2項目を実施する農業者が本事業の補助対象となります。

そのため、町では農業者を支援するとともに国の肥料価格高騰対策事業の補助要件に該当しやすくするため、農業者が実施する土壌診断に関わる費用のうち1検体1,500円を上限に、2検体3,000円までとして農業者に補助いたします。

また、佐久浅間農業協同組合と町を含む7市町が計画を進めている堆肥のペレット化製造機の購入費用に対し補助いたします。土壌診断については農家戸数450戸に対する補助金として148万5,000円。堆肥のペレット化製造機については事業費6,810万円に対し、佐久浅間農業協同組合が50%、7市町それぞれの農家戸数の割合により、御代田町分として240万3,000円。合わせて、388万8,000円を予算計上させていただきました。

○議長（五味高明君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） 私のほうからは166ページ。

款 8 土木費、項 5 住宅費、目 1 住宅管理費の町営住宅維持管理経費 1 2 0 1 0 の測量設計管理調査委託料の 9 8 5 万 6 , 0 0 0 円の内容について説明いたします。町営住宅、平和台団地の南側、こちらを解体した後 1 0 区画を宅地として整備するためその測量設計業務を委託するものでございます。

主な内容といたしましては、基準点測量、用地測量、現況断面の測量業務と造成設計、工事費算出、設計協議、開発行為申請書作成といった設計業務と土質調査業務になります。

以上です。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 以上、終わります。

○議長（五味高明君） ほかに。

森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） 議席番号3番の森泉謙夫です。1点についてお聞きいたします。議案書の154ページ。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 2 老人福祉費、説明欄の 0 2 0 — 0 1 地域福祉センター運営経費、1 2 0 2 0 運営委託料についてになります。当初 1 , 0 5 0 万円に対し、1 8 0 万円の増額補正となっておりますが、こちらについての詳細をお聞きいたします。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 運営委託料の増額でございますが、電気、それからガス料金の負担増、それから一般浴、お風呂の営業休止に伴う収入減、この2点によりましての指定管理料の増額となります。内訳ですが、電気料につきましては前年比 2 6 % 増、また都市ガスにつきましては前年比 1 6 % の増ということで、合わせますと年間約 1 6 0 万円の負担増となっております。この 1 6 0 万円につきましては地域福祉センター全体分となりますので、指定管理を行っております部分、約 6 3 % に当たります 1 0 0 万円を増額しております。また、一般浴、お風呂の営業休止に伴う収入減につきましては、1 0 月時点で既に 1 5 6 日ほど休館しております、年間で 1 8 6 日休館が見込まれます。過去の 1 日当たりの平均収入額 4 , 2 0 0 円でございますので、休館日 1 8 6 日 を 乗 じ ま し て 約 8 0 万 円 と な り ま す。その2つ合わせまして指定管理料 1 8 0 万円を増額するというところで予算計上

しております。

以上です。

○議長（五味高明君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに質疑のある方。

市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 議席番号12番、市村千恵子です。数点お聞きしたいと思います。

まず、招集挨拶にもございましたがページ149、歳入で、農林水産業費県補助金として産地生産基盤パワーアップ事業補助金ということで7,500万円が歳入のほうで見込まれているわけですが、その161ページ歳出のほう、その款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費で同じく産地生産基盤パワーアップ事業補助金として7,500万円。召集挨拶にもありましたけど、詳細の事業内容についてお願いしたいと思います。

そして、ページ164ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目3の社会資本整備総合交付金事業費の道路修繕事業経費ということで、歳出のほうですけれども、1,400万円、700万円ほどの交付金が見込まれたということでありまして、これで実施する路線って言いますか、事業内容について召集挨拶でも川原田寺沢線ですか、ございましたけど、その内容についてお願いしたいと思います。

また、この今年度の計画路線の進捗状況はどのようになっているのか、その点もお願いしたいと思います。

ページ165ページ、款8土木費の項4都市計画費、目1都市計画総務費、住宅リフォーム補助金300万円が増額となっていて、非常に好評なのかなということをお聞きするわけですが、このリフォーム増額補正の内容、件数とか分かりましたらお願いしたいと思います。また、これまでの、ですからリフォームの補助金300万円増額の部分とこれまで申請された内容についてお願いしたいと思います。

また、空家改修等補助金として190万円の増額あるわけですが、この理由と申請状況、またこのリフォーム補助金と空家改修等補助金など来年度実施の計画はあるのかなのかお願いしたいと思います。

最後、ページ166ページ、款8土木費、項5住宅費、目1住宅管理費で先ほど

町営住宅維持管理経費の全体で4,383万円ということで測量設計管理調査委託料ということで985万6,000円の説明はございましたが、町営住宅修繕工事3,397万6,000円の内容。それから、残りの町営住宅の今後の計画についてをお願いしたいと思います。

○議長（五味高明君） 金井産業経済課長。

○産業経済課長（金井英明君） 私のほうからは産地生産基盤パワーアップ事業について説明いたします。

こちらは国の補助事業であります。収益力強化に計画的に取り組む産地に対して計画の実施に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備などを総合的に支援する国庫補助事業になります。本年度有限会社トッピーバーが本事業を活用しまして農産物水産の高収益化及び生産基盤の強化を図るため、翌年度に既存予冷施設の増設と真空予冷機を新設する計画でございます。有限会社トッピーバーにおいて本年度に事業申請する計画であり、事業申請に関わる事務手続を進める上で本年度予算として県、町において予算計上し、来年3月の採択の結果により繰越事業として令和5年度に実施することが申請条件となっております。事業費は1億5,000万円を予定しており、国庫補助率2分の1に当たる7,500万円を予算計上させていただきました。

以上です。

○議長（五味高明君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） 164ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目3社会資本整備総合交付金事業費。道路修繕事業経費1,400万円の事業内容につきましては、令和元年度から事業着手している塩野地区真楽寺東側の浅間サンラインに至る町道川原田寺沢線の道路の工事の増額分となっております。今年度当該路線、用地買収が概ね完了してきたため、現在1工区目の工事を発注しているところでございます。今年度国庫補助である社会資本整備総合交付金が追加で内示されることになりまして、事業の進捗を図るため事業費を1,400万円増額補正し、歳入についても補助分700万円を増額補正して、次の工区を引き続き発注していきたいというふうに考えております。今年度のこの目3の計画路線の進捗状況につきましては、3路線の事業を上げております。現時点での進捗状況は、まず改築の事業として、先ほどの町道川原田寺沢線の全体計画に402.5mのうち昨年度からの用

地補償契約の残り分を進めるとともに現在サンラインから下流といいますか、南側に1工区目の車道付近5.5m、道路全幅が7mの施工延長120mの工事を発注しておりまして、年内には入札契約となる見込みで年度内に終わればというふうに考えております。

また、修繕事業につきまして西軽井沢地区2路線を上げておりまして、西軽井沢団地から駅へ向かう町道大林9号線と旧中山道5差路から東側の越生学園グラウンドへ向かう町道東台6号線の工事を進めています。大林9号線は幅員5m、施工延長469mで、今年度に全長が完了となります。東台6号線は幅員6m、施工延長103mを工事発注し、両路線ともに年内に完成する予定でございます。

以上が現予算の分ですが、今回の補正で川原田寺沢線の2工区目の約60mを引き続き発注して、少しでも早く完成に向けていきたいというふうに考えております。

続きまして165ページ、款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、住宅リフォーム補助金300万円の増額内容でございますが、こちらのリフォーム補助金につきましては11月末時点で32件の申請がございまして予算額1,250万円に対しまして補助金額1,204万5,000円の支出、予算残額455万円となっております。現時点で相談が6件ございまして、そのうち2件は申請が確実な状況となっているため1件補助金の上限を50万円として6件分の増額補正をお願いしております。これまで申請された内容は二重サッシ、または複層ガラスにする工事が27件、二重サッシ、または複層ガラスの設置と天井床、小屋裏に断熱材を設置する工事をあわせて実施したことが3件、天井床、小屋裏に断熱性を設置する工事が2件でございます。

空家改修等補助金190万円の増額理由、あと申請状況ですが、空家改修等補助金11月末現在時点で予算額を530万円に達している状況でございます。現時点で空き家改修事業1件、空き家整備事業2件、空き家解体事業2件の相談があります。申請の見込みがありますので190万円の増額補正をお願いしております。これまでの申請内容は17件の申請がありまして、空き家改修事業4件、空き家整備事業5件、空き家解体事業8件となっております。

来年度につきましても、本年度実績がなく補正対応をして実施してきたところでございますが、本年度の実績を見た上で当初予算からしっかりと計画を立てて予算見積もりをしていきたいと、継続して実施したいというふうに考えてござい

ます。

続きまして166ページ、款8土木費、項5住宅費、目1住宅管理費、町営住宅維持管理経費でございますが、こちら修繕工事3,397万6,000円の内容、こちらにつきましては町営住宅平和台団地の南側、道を隔てて南側の部分になりますが、5棟を解体するための工事費でございます。主な工事内容としましては、仮設工事、建物及び構造物の解体撤去、石綿含有材の除去、運搬処分という内容になってございます。残りの町営住宅の計画でございますが、ほぼほぼこれで一段落といえますか、南側の部分がなくなって北側のほうに集約がされてくればそういったところでその部分だけ管理していくような状況になりますが、南側につきましては先ほど申し上げましたけれども10区画の宅地分譲で整備の工事をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） そこで1点、ちょっとお聞きしたいんですけども。住宅リフォーム補助金、非常に好評ということで、次年度も考えていきたいという当初予算で計上していきたいというお話だったんですけど、この住宅リフォーム補助金ということで12月1日の新聞報道によると県がゼロエネ住宅助成金受付開始ということで各建設事務所に申し込みというのが始まるらしいんですけど、省エネを基準を満たした大規模改修だと最大100万円、それからあの、やはり町でも結構この住宅サッシ、複層ガラスにするとかっていうのが多いわけですけど、この窓の断熱とかで最大50万円ということで全県で50件なのでかなり狭き門なのかなという気はするんですけど。この事業と町の補助金ってダブルで受けるっていうことは可能なんですか。

○議長（五味高明君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） 現在ちょっとその辺の状況、詳しいことは分かりませんが、同じようなことを補助してもしようがないのかなというふうに考えております。県で補助できるものは県でもらえばいい話になりますけれども、ちょっとその辺まだ何とも私どもも内容を見ておりませんので、ちょっと検討していかなければいけないのかなというふうに今考えております。

○議長（五味高明君） 市村千恵子議員。

○ 1 2 番（市村千恵子君） 終わります。

○ 議長（五味高明君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―― 日程第 2 7 議案第 1 0 5 号 令和 4 年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計補正予算案（第 2 号）について――

○ 議長（五味高明君） 日程第 2 7 議案第 1 0 5 号 令和 4 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○ 保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書 1 7 3 ページをご覧ください。

議案第 1 0 5 号 令和 4 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第 2 号）について

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 4 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 1 2 月 2 日 提出

御代田町長 小園拓志

1 7 5 ページをご覧ください。

令和 4 年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 0 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6 億 7, 2 8 5 万 6, 0 0 0 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

1 7 6 ページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正。まず歳入でございます。

款 4 県支出金、項 1 県補助金、補正額 20 万 8,000 円の増額でございます。
こちら移送費の増額に伴う普通交付金、また、システム改修に対します特別交付金の増額となっております。歳入合計 20 万 8,000 円でございます。

177 ページをお願いします。歳出です。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、補正額 16 万 5,000 円の増額でございます、こちらは未就学児均等割保険税軽減に係る国保事業報告システム、こちらのシステム改修によるものでございます。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費 4 万 3,000 円の増額。こちらは一般被保険者移送費の増によるものです。

款 5 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金 419 万 1,000 円の増額でございます。こちらは令和 3 年度保険給付費等交付金の返還額確定に伴うものとなっております。

款 7 項 1 予備費 419 万 1,000 円の減でございます。歳出合計 20 万 8,000 円の増額補正でございます。

説明につきましては以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 28 議案第 106 号 令和 4 年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案（第 3 号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第 28 議案第 106 号 令和 4 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書 183 ページをご覧ください。

議案第 106 号 令和 4 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 3 号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和4年12月2日 提出

御代田町長 小園拓志

185ページをご覧ください。令和4年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ439万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億322万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

186ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。まず歳入でございます。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、補正額134万6,000円の減額でございます。こちらは歳出補正に伴います国負担分を減額するものでございます。

款5項1支払基金交付金102万3,000円の減でございます。こちらも歳出に伴いまして、支払基金負担分を減額するものです。

款6県支出金、項1県負担金11万4,000円の増額。こちらは県負担分を増額するものでございます。

款8繰入金、項1他会計繰入金。213万8,000円の減額でございます。こちらは佐久広域連合の補正に伴います介護認定審査会負担金、地域包括支援係人件費等の減となっております。歳入合計439万3,000円の減額補正でございます。

187ページをお願いいたします。歳出です。

款1項1総務費、補正額27万9,000円の減額となっております。佐久広域連合介護認定審査会負担金の減額補正でございます。

款2項1保険給付費378万9,000円の減額です。こちらは実績から今後の見込みを算出し、過不足をそれぞれ補正をしております。

款 3 地域支援事業費、項 1 包括的支援事業・任意事業費 1 3 8 万 6, 0 0 0 円の減額でございます。こちら一般職人事管理経費の減となっております。

款 6 項 1 予備費 1 0 6 万 1, 0 0 0 円の増額でございます。歳出合計 4 3 9 万 3, 0 0 0 円の減額補正でございます。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第 2 9 議案第 1 0 7 号 令和 4 年度御代田町後期高齢者医療特別会計

補正予算案（第 3 号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第 2 9 議案第 1 0 7 号 令和 4 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書 1 9 5 ページをご覧ください。

議案第 1 0 7 号 令和 4 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）について

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 4 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 1 2 月 2 日 提出

御代田町長 小園拓志

1 9 7 ページをご覧ください。

令和 4 年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1, 0 4 0 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9, 1 1 7 万 7, 0 0 0 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

198 ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。まず歳入です。

款1項1後期高齢者医療保険料、補正額1,002万円の増額でございます。こちら本算定による増額となっております。

款3繰入金、項1一般会計繰入金15万4,000円の増額でございます。保険基盤安定負担金額の確定、それから保健事業費繰入金額の確定、増額となっております。

款5諸収入、項3雑入22万9,000円の増額でございます。こちらは健診事業費の広域連合支出金、特別調整交付金の増となっております。歳入合計1,040万3,000円の増額補正でございます。

199 ページをお願いいたします。歳出です。

款2項1後期高齢者医療広域連合納付金、補正額1,007万7,000円の増額でございます。こちらは保険料負担金等の増額となっております。

款3保健事業費、項1健診事業費32万6,000円の増額です。こちらは後期高齢者健診委託料の増額となっております。

歳出合計1,040万3,000円の増額補正でございます。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第30 議案第108号 令和4年度御代田町公共下水道事業特別会計

補正予算案（第3号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第30 議案第108号 令和4年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

(建設水道課長 大井政彦君 登壇)

○建設水道課長(大井政彦君) 議案書204ページをご覧ください。

議案第108号 令和4年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案(第3号)について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を、別冊のとおり提出する。

令和4年12月2日 提出

御代田町長 小園拓志

続きまして、206ページをご覧ください。

令和4年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)。

令和4年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,433万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,500万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

次の207ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正。歳入でございます。上から順に補正額を申し上げます。

款3繰入金、項1他会計繰入金33万円の増額は人事院勧告による一般会計からの繰入金です。

款6町債1,400万円の増額は下水道管渠工事の追加分における事業債借入額の変更です。したがって、歳入合計は1,433万円を増額し、総額8億6,500万4,000円となります。

次の208ページをご覧ください。歳出でございます。

款1土木費、項1都市計画費、補正額1,433万円の増額は上宿地区と児玉地区の住宅分譲等に関わる下水道本管整備が1,000万円、管内の住宅新築箇所に

おける公共ます設置工事を400万円、あわせて1,400万円の増額をお願いするとともに、人事院勧告による職員の給料、手当等の差額分33万円の増額をお願いいたします。

款2公債費につきましては、一般会計からの繰り入れの財源を変更いたします。したがって、歳出合計は1,433万円を増額し、総額8億6,500万4,000円となります。

次の209ページをご覧ください。

第2表地方債補正、変更いたします。

起債の目的は公共下水道事業でございます。補正前の限度額である8,880万円を1,400万円増額し、補正後の限度額を1億280万円といたします。

起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでございます。

以上のとおりご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第31 議案第109号 令和4年度御代田小沼水道事業会計

補正予算案（第3号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第31 議案第109号 令和4年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書215ページをご覧ください。

議案第109号 令和4年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第3号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和4年12月2日 提出

御代田町長 小園拓志

続きまして、217ページをご覧ください。

令和4年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第3号）。

令和4年度御代田小沼水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第1条 令和4年度御代田小沼水道事業会計予算第3条中に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。収益的支出につきましては、第51款水道事業費用、第1項営業費用といたしまして72万5,000円の増額は人事院勧告に伴う職員給与費の増額と納付書等の必要枚数がアパート建設や新規の口座振替などが当初予定より増加したことによる事業費の増額を合わせた総経費の増額をお願いします。

第2項営業外費用及び第4項予備費につきましては、増減はありません。したがって、補正額72万5,000円を増額し、総額は1億7,796万6,000円となります。

（職員給与費の補正）

第2条 予算第6条中に定めた職員給与費の予算額を次のとおり補正する。こちらにつきましても、人事院勧告に伴う総経費の増額をお願いします。職員給与費といたしまして52万円の増額をお願いするもので、次の219ページにもありますように給料7万円、手当38万円、法定福利費7万円をそれぞれ増額補正いたします。

以上のとおり、ご審議をお願いします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

以上で全ての議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第87号から議案第109号までについては、会議規則第39条の規定によりお手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

―――日程第32 陳情第5号 国土交通省告示第98号の履行に関する陳情―――

―――日程第33 陳情第6号 最低制限価格の設定に関する陳情―――

―――日程第34 陳情第7号 安全・安心の医療・介護実現のため

人員増と処遇改善を求める陳情―――

○議長（五味高明君） 日程第32 陳情第5号 国土交通省告示第98号の履行に関する陳情、日程第33 陳情第6号 最低制限価格の設定に関する陳情、日程第34 陳情第7号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情については、お手元に配付してあります陳情付託表のとおり会議規則第92条の規定により所管の常任委員会に付託しますので審査をお願いします。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 0時14分